

令和8年度 県内全市町村で運営する助け合いの制度

県民交通災害共済

茨城県民であれば **どなた** でも加入できます

【共済期間】令和8年**4月1日**～令和9年**3月31日**

※令和8年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から令和9年3月31日まで

2月2日(月)より
令和8年度の
加入受付
開始



一般 年会費

900円

中学生以下
500円
※令和8年4月1日現在
で中学生以下の方
途中加入の場合
9月30日以降半額

最高で 見舞金

100万円

死亡

死亡見舞金
……100万円
傷害見舞金
……2~30万円
身障見舞金
……50万円

加入の手続きはお早めに

見舞金一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※共済見舞金は、その災害の等級に応じて給付します。

※治療期間(初診日から中止の日又は治癒した日までの期間)のうち、治療実日数(入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数)により災害の等級を決定します。ただし、請求期限は事故日翌日から2年間となりますので、期限までにご請求ください。

※身障見舞金は、共済見舞金の給付を受けた会員がその交通事故が原因で、身体障害者障害程度等級表1級又は2級の障害を残すことになった場合に給付します。

【令和6年度共済事業の状況】

加入者数	77,592人
見舞金給付件数	613件
見舞金給付金額	54,060千円

今年度から必要な提出書類に一部変更があります!

・令和5年度(R5.4.1)以降に本共済制度による共済見舞金を2回以上受給されたことがある会員が、今回共済期間中に請求される場合には、交通事故証明書と医師の診断書の提出が必須となります。

お申込み・お問合せは、居住地の市役所・町村役場へ

〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市役所 市民窓口課

TEL 0297-64-1111 (代表)

詳しくは裏面をご覧ください。

